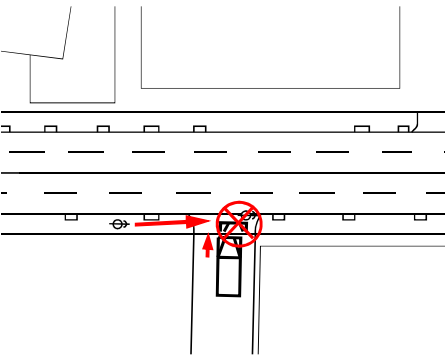
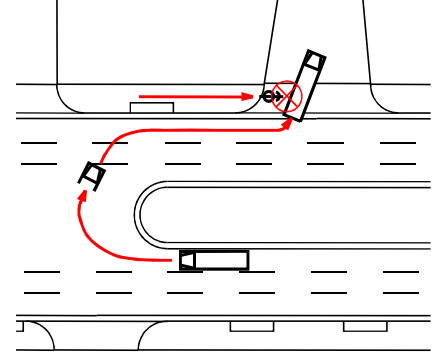


事業用貨物自動車が関係する 交通死亡事故発生通報

<p>6月25日(土) 午後10時10分ころ (曇り) 大阪市港区内発生 中型貨物車が路外施設から道路へ向けて右折進行しようとして歩道を横断した際、歩道を進行してきた自転車と衝突。</p>	
<p>7月1日(金) 午後5時50分ころ (晴れ) 堺市西区内発生 大型貨物車が路外施設へ左折進入しようとして歩道を横断した際、歩道を進行してきた自転車と衝突。</p>	

(事故原因については捜査中)

交通事故を防ぐために

道路に面した場所に出入りするため、**歩道や路側帯を横断するときは**

その直前で必ず一時停止！

確実に安全確認！

歩行者等がいなくても一時停止しなければなりません。

(道路交通法第17条第2項)

※ 助手席窓や安全窓をカーテンやフィルムなど、運転者の視野を阻害するようなものを置いたり、取り付けて運転することは、法律で禁止されています。

大阪府警察

